

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	手指消毒液の購入	
契 約 内 容	手指消毒液の購入 リナパス消毒液0.2% ポンプ付 500ml×30本 リナパス消毒液0.2% 詰替用 5L ×10個	
契 約 期 間	令和2年6月9日から令和2年6月12日	
契 約 締 結 日	令和2年6月9日	
契 約 相 手 方	中北薬品株式会社 一宮支店	
契 約 金 額	133,100円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月30日に学校で使用する手指消毒液を購入しようとして上記選定業者に連絡をしたが、全国的に手指消毒液が不足している状況が続いており、購入が困難な状況であった。6月5日に上記選定業者から手指消毒液の納品の見通しができた旨の連絡を受け、緊急の必要性があり競争入札に付すことができないとして随意契約を実施する。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	保健衛生用品等の購入	
契 約 内 容	保健衛生用品等の購入	
契 約 期 間	令和2年5月15日から令和2年5月29日	
契 約 締 結 日	令和2年5月15日	
契 約 相 手 方	有限会社マルヒロ	
契 約 金 額	637,813円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急事態宣言が解除され、5月24日をもって臨時休業措置を終了することから、5月25日より学校を再開するにあたって、保健衛生用品等（非接触型体温計ほか）の手配に迅速な対応が必要となるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課																									
件 名	令和2年度用小学校教材備品の購入について																									
契 約 内 容	小学校教師用指導書等教材備品の供給契約																									
契 約 期 間	平成2年4月17日～令和2年5月29日																									
契 約 締 結 日	令和2年4月17日																									
契 約 相 手 方	有限会社 坂野書店																									
契 約 金 額	1,573,110円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市で使用する教科書や指導書等の取り扱いが指定されていることから、上記選定業者に限定されるため																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課																									
件 名	令和2年度用小学校知能検査の購入について																									
契 約 内 容	新学年別知能検査サポート学習支援システムの供給契約																									
契 約 期 間	令和2年5月18日～令和2年6月26日																									
契 約 締 結 日	令和2年5月18日																									
契 約 相 手 方	株式会社 高木商会																									
契 約 金 額	単価460円（総額607,240円）																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	(株)図書文化社の発行する教育・心理検査（小学校）の代理店として取り扱い業者が指定されていることから、上記選定業者に限定されるため																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課																									
件 名	令和2年度用中学校知能検査の購入について																									
契 約 内 容	新学年別知能検査サポート学習支援システムの供給契約																									
契 約 期 間	令和2年5月18日～令和2年6月26日																									
契 約 締 結 日	令和2年5月18日																									
契 約 相 手 方	株式会社 中日書房																									
契 約 金 額	単価460円(総額656,120円)																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	(株)図書文化社の発行する教育・心理検査(中学校)の代理店として取り扱い業者が指定されていることから、上記選定業者に限定されるため																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課																	
件 名	犬山市指定ごみ袋の作製（緊急）について																	
契 約 内 容	犬山市指定ごみ袋制度における指定ごみ袋の購入																	
契 約 期 間	契約締結日から令和2年6月30日まで																	
契 約 締 結 日	令和2年5月7日																	
契 約 相 手 方	株式会社日比研究所																	
契 約 金 額	1,900,250円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	家庭系可燃ごみ指定袋制に伴う指定ごみ袋について、想定を超える急激な販売枚数の増加に伴い、通常の発注では不足する可能性がある。指定ごみ袋の不足は、可燃ごみ収集体制に甚大な影響を及ぼすことから、早期の作製が可能である平成31・令和元年度納入業者を選定した。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	不織布マスクの購入について	
契 約 内 容	市内のごみ処理に携わる業務委託業者が使用する不織布マスクを購入	
契 約 期 間	令和2年5月13日～令和2年5月29日	
契 約 締 結 日	令和2年5月13日	
契 約 相 手 方	株式会社クラウン・パッケージ製袋事業部 岐阜事業所	
契 約 金 額	231,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	新型コロナウイルス感染症のリスクのある中で、廃棄物処理は日常生活を維持するために必要不可欠な業務。市内のごみ処理に従事する作業員は、新型コロナウイルスの感染予防のためマスクを着用し作業を行うが、マスクの確保が厳しい状況。早急にマスクの在庫を確保するために、早期に納入が可能な事業者を選定した。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先

経済環境部 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	企画広報課	
件 名	特別定額給付金事業対応機器賃貸借	
契 約 内 容	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における緊急経済対策事業に対する対応機器の賃貸借	
契 約 期 間	令和2年6月1日～令和2年11月30日	
契 約 締 結 日	令和2年5月1日	
契 約 相 手 方	株式会社JECC	
契 約 金 額	総額 7,563,930円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>【随意契約の理由】 緊急の必要により競争入札に付することができない。</p> <p>【業者選定の理由】 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が4月20日に閣議決定され、特別定額給付金事業が実施されることになった。この特別定額給付金給付事業は、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的としており、給付事務を迅速に行う必要があるため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 企画広報課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	企画広報課																	
件 名	特別定額給付金事業にかかる事務用品借上げについて																	
契 約 内 容	<p>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特別定額給付金申請等対応にかかる事務用品の借上げ。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎2階会議室、西庁舎及び犬山市南部公民館における事務用品の借上げ。 																	
契 約 期 間	令和2年5月11日～令和2年9月30日																	
契 約 締 結 日	令和2年5月1日																	
契 約 相 手 方	エイトレント株式会社 東海・名古屋営業所																	
契 約 金 額	総額 2,065,800円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として閣議決定され、給付対象者（基準日において、住民基本台帳に記録されている者）1人あたり10万円の支給を行うための特別定額給付金事務作業を行うものである。</p> <p>事業実施にあたり、早急に給付事務が滞り無く進められるよう、限られた時間の中で、物品等を揃える必要性があり、市側との迅速かつ的確に調整できる業者であることが必要である。なお、今回選定したエイトレント株式会社は、以前から臨時給付金等事務事業にあたり、過去の実績が豊富で、調整についても、スムーズに進められると考える。</p> <p>そのため、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨及び特別定額給付金事業の「感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。」という目的を踏まえ地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をするものである。</p>																	
その他特記事項																		

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部企画広報課																									
件 名	特別定額給付金制度説明チラシ・申請書記入例の印刷																									
契 約 内 容	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 特別定額給付金制度説明チラシ・申請書記入例の印刷 ①制度説明チラシ : 33,000枚 ②申請書記入例 : 33,000枚																									
契 約 期 間	令和2年5月13日～5月18日																									
契 約 締 結 日	令和2年5月13日																									
契 約 相 手 方	合資会社 博文社																									
契 約 金 額	606,210円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	【随意契約の理由】 緊急の必要により競争入札に付すことができない。 【業者選定の理由】 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が4月20日に閣議決定され、特別定額給付金事業が実施されることになった。この特別定額給付金事業は、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的としており、申請書を送付する為に、制度説明チラシ等の印刷を迅速に行う必要があるため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先

経営部企画広報課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部企画広報課	
件 名	特別定額給付金事業用消耗品の購入	
契 約 内 容	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における事務消耗品の購入	
契 約 期 間	令和2年5月1日～18日	
契 約 締 結 日	令和2年5月1日	
契 約 相 手 方	有限会社 マルヒロ	
契 約 金 額	387,002円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>【随意契約の理由】 緊急の必要により競争入札に付すことができない。</p> <p>【業者選定の理由】 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が4月20日に閣議決定され、特別定額給付金事業が実施されることになった。この特別定額給付金事業は、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的としており、事務作業に必要な消耗品の調達を迅速に行う必要があるため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先

経営部企画広報課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部企画広報課																	
件 名	特別定額給付金事業用封筒・緊急支援メニューチラシの印刷																	
契 約 内 容	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 特別定額給付金事業用封筒・緊急支援メニューチラシの印刷 ①送信用封筒：76,000枚 ②返信用封筒：35,000枚 ③市民のための緊急支援メニューチラシ：33,000枚																	
契 約 期 間	令和2年5月1日～13日																	
契 約 締 結 日	令和2年5月1日																	
契 約 相 手 方	大和企画株式会社																	
契 約 金 額	1,214,950円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																	
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	【随意契約の理由】 緊急の必要により競争入札に付することができない。 【業者選定の理由】 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が4月20日に閣議決定され、特別定額給付金事業が実施されることになった。この特別定額給付金事業は、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的としており、申請書を送付する為に、封筒等のを迅速に行う必要があるため。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部企画広報課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	子ども未来課																									
件 名	令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業対応機器賃貸借																									
契 約 内 容	<p>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における、子育て世帯への臨時特別給付金の支給にかかる端末の借上げ。</p> <p>内容 本庁舎2階会議室における端末の借上げ。</p>																									
契 約 期 間	令和2年6月1日～令和2年11月30日																									
契 約 締 結 日	令和2年6月1日																									
契 約 相 手 方	株式会社J E C C																									
契 約 金 額	462,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本事業においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として閣議決定され、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を行うものである。</p> <p>事業実施にあたり、早急に事務が滞り無く進められるよう、限られた時間の中で、物品等を揃える必要性があり、迅速にかつ的確に調整できる業者であることが必要である。なお、今回選定した株式会社J E C Cは、特別定額給付金事業にかかる機器の納入、賃貸借等を行っており、調整についても、スムーズに進められると考える。</p> <p>そのため、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨及び子育て世帯への臨時特別給付金の給付にあたり「可能な限り速やかに開始する。」という目的を踏まえ地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約をするものである。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	消防本部 消防署																									
件 名	救急車内感染防護用フードの購入について																									
契 約 内 容	感染防止用フード(トランジットアイソレーションフード)の購入。 トランジットアイソレーションフードとは、ストレッチャーごと患者を安全に隔離し、搬送者（救急隊）への感染リスクを軽減するもの。																									
契 約 期 間	納入期限 令和2年6月30日																									
契 約 締 結 日	令和2年6月4日																									
契 約 相 手 方	日本船舶薬品 株式会社名古屋支店口																									
契 約 金 額	385,000円（内消費税35,000円）																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>新型コロナウイルスの感染者が増加しており、救急隊員への二次感染予防が重要とされている。今後も感染防止への対応を継続する必要があるため、迅速に資器材の補充を実施しなければならない。</p> <p>そこで、需要が高まりつつある救急資器材の確保を行い、早急に納入する必要があるため、救急資器材取扱業者に聞き取りを実施。資器材の確保及び早急に納品できる業者は1社のみであった。</p> <p>緊急の必要により競争入札に付すことができないため、随意契約の方法による契約の締結をするもの。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防本部 消防署

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	市販単価・地域単価データの購入	
契 約 内 容	水道積算システムで使用する市販単価・地域単価データの購入	
契 約 期 間	令和2年6月5日から令和2年6月30日まで	
契 約 締 結 日	令和2年6月5日	
契 約 相 手 方	株式会社 ビーイング	
契 約 金 額	132,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	該当データを作成できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課